平成３０年（フ）第９４９号
埼玉県八潮市垳532番地16
破産者　有限会社Ｇ・Ｃ・Ｃ
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０９号
東京都江東区亀戸３丁目１番10号
破産者　株式会社ＥＭＯＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１０号
東京都足立区江北４丁目５－３　梶方
破産者　川村　　佐
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２３５号
東京都新宿区西落合３丁目10番５号
破産者　有限会社秀和商会
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２３６号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町388－５
破産者　齊藤　秀實
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５４号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目41－２－503
破産者　佐々木　極
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９３号
栃木県宇都宮市野沢町230番地20
破産者　増渕　文男
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３２号
千葉県白井市富塚710番地の１
破産者　諸澄　友哉
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６０１３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘６－2776－３　ＧＰＬＡＺＡビルディング１階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座６丁目13番16号銀座Ｗａｌｌビルｕｃｆ５階
破産者　株式会社ＳＡＹＡＫＡ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８９号
東京都世田谷区若林３丁目16－５－202
破産者　山口陽一郎
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３９１号
神奈川県相模原市南区大野台１丁目５－21
浅石方
破産者　谷内　徳貞
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３９２号
神奈川県相模原市南区大野台１丁目５－21
浅石方
破産者　谷内　美香
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８０９号
東京都大田区山王２丁目18－７－301
破産者　岡　　綠
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９８号
東京都世田谷区太子堂１丁目15－６－403
破産者　今井　恒二
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目26番４号
破産者　株式会社マンチェスター
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２７号
埼玉県春日部市備後西４丁目12－３
破産者　奥村　富一
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０９９号
東京都墨田区立花１丁目３番18－106号
破産者　株式会社ＨＥＲＯＩＣ
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３８号
東京都大田区大森南１丁目22番20号
破産者　有限会社秋場製作所
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１３９号
東京都大田区中央８丁目17－17　第一横溝アパート１号
破産者　秋塲　　隆
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４３号
東京都港区西麻布２丁目24番７号
破産者　株式会社ボータン
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４４号
東京都港区西麻布２丁目24番７号
破産者　株式会社ＢＥＡＵＴＥＭＰＳ
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４５号
栃木県日光市今市467－16
破産者　高橋　　学
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部